

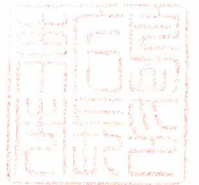
公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和2年11月12日

東広島市長 高 垣 廣 徳



1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

マックスバリュース条西店

(2) 所在地

東広島市西条町寺家3791番地1ほか

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	代表取締役 村上 正一	広島市中区八丁堀11番8号

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	代表取締役 村上 正一	広島市西区井口明神一丁目1番10号

3 変更年月日

平成28年8月16日

4 変更の理由

小売業を行う者の住所の変更（本店移転）があったため。

5 届出年月日

令和２年１０月２７日

６ 縦覧期間及び縦覧場所

(１) 縦覧期間

令和２年１１月１２日（木）から令和３年３月１２日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

(２) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課

東広島市西条栄町８番２９号

７ 意見書の提出期限及び提出先

(１) 提出期限

令和３年３月１２日（金）

(２) 提出先

東広島市産業部産業振興課